

## 1 4 子ども手当等について

(厚生労働省、内閣府)

### 【内容】

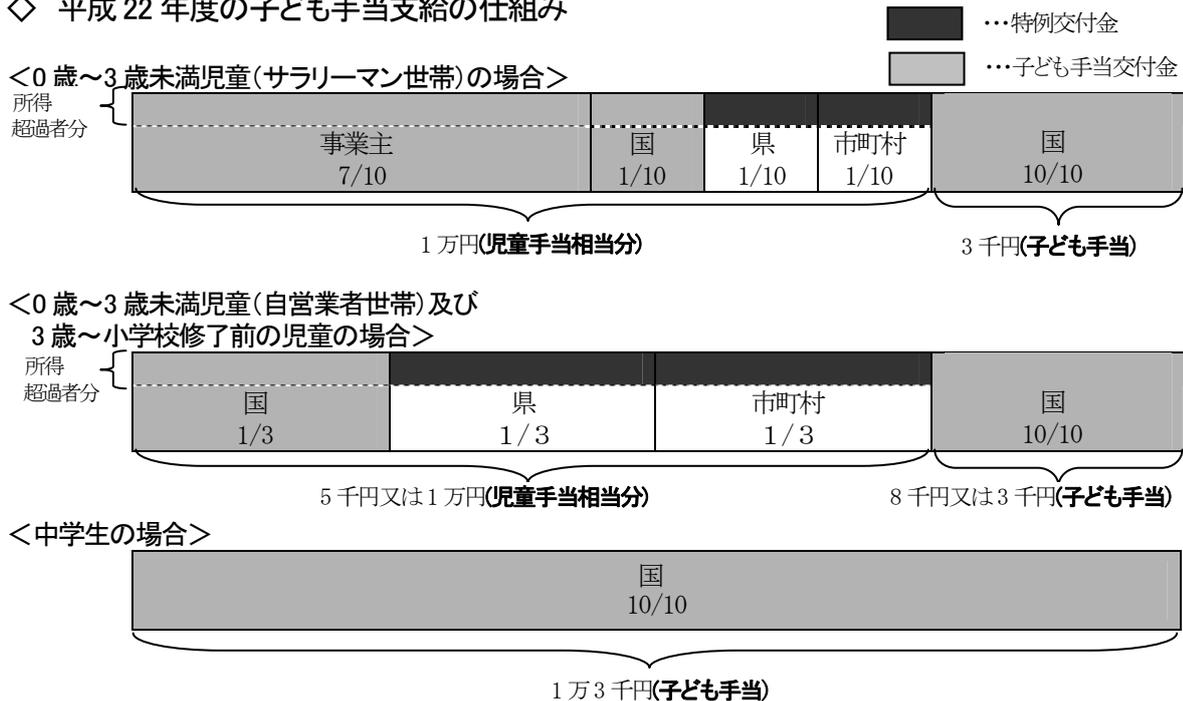
- (1) 平成23年度以降の子ども手当の財源については、国が全額負担すること。  
また、制度設計に当たっては、手当の支給事務等を行う市町村等が混乱することのないよう地方の意見をしっかり反映すること。
- (2) 国において検討されている新たな次世代育成支援対策については膨大な予算が必要となるため、地方の意見を十分に聴きながら、国と地方の適切な役割分担のもと、地方の負担増とならないような仕組みとすること。

### (背景)

- 子ども手当の創設については新政権の大きな目玉として打ち出され、全額国庫で実施するとしていた。  
しかしながら、平成22年度は地方の意見が反映されないまま子ども手当の一部として児童手当を支給する仕組みが残り、地方負担が決定された。
- 地方六団体からは、「児童手当の地方負担相当額をその財源に充てることは、国と地方の役割分担の理念がなく、また、子ども手当のように地方に裁量の余地がない施策については、国が全額負担すべき」との声明が出されている。
- 児童福祉施設等に入所している親のいない子ども等について、施設の入所児童間で不公平感が生じており、入所児童に配慮した制度とする必要がある。  
また、子どもが外国にいる外国人への支給については、児童手当と比べ要件確認の厳格化が図られたが、市町村は確認に時間がかかるなど、事務が過重となっているため、国内居住を要件とするなどの抜本的な対策が求められている。
- 平成23年度以降の本格的な制度設計に向けては、4閣僚合意文書において、住民税等の扶養控除の廃止等に伴う増収分が最終的に子ども手当の財源に充当され、児童手当の地方負担分の適切な負担調整が行われるとともに、サービス給付等に係る国と地方の役割分担、経費負担のあり方の議論を行い、その見直しについて検討を行うとされている。
- 現在国が進めようとしている子ども手当を含む新たな次世代育成支援対策について、「子ども・子育てビジョン」によれば、現在の4.3兆円から平成29年度には10.5兆円に増加させる方針が出されているが、その財源をどのように確保するかが課題となっている。

( 参 考 )

◇ 平成 22 年度の子ども手当支給の仕組み



◇ 児童手当と子ども手当制度の比較

		児童手当 (21 年度)	子ども手当 (22 年度)
全 国	年間総支給額	1 兆 160 億円	2 兆 2,554 億円 (10 か月分)
	国の予算額	2,690 億円	1 兆 4,556 億円 (10 か月分)
	対 象	小学校修了まで (0 歳～12 歳)	中学校修了まで (0 歳～15 歳)
	月 額	・3 歳未満 1 万円 ・3 歳以上 第 1・2 子 5 千円 第 3 子以降 1 万円	1 万 3 千円
	所得制限	あり	なし
	費用負担	国 2,690 億円 事業主 1,790 億円 地方 (県・市町村) 5,680 億円	国 (児童手当制度分は地方負担あり)
愛 知 県	対象者数	74 万 6 千人 (21. 2. 28 現在)	推計 108 万人 (21. 10. 1 現在)
	年間総支給額	607 億円 (20 年度)	推計 1,685 億円
	県負担額 (市町村へ交付)	152 億円	171 億円

◇ 子ども手当に関する4閣僚合意文書 (H21. 12. 23)

- ・23 年度の子ども手当については、予算編成過程において改めて検討。
- ・幼保一体化等を含む新たな次世代育成支援対策についての検討と併せ、「地域主権戦略会議」で地方が主体的に実施するサービス給付等に係る国と地方の役割分担のあり方の議論を行う。

◇ 子ども・子育てビジョン (H22. 1. 29)

- ・子ども手当の創設により、次世代を担う子どもたちを社会全体で支える。
- ・幼保一体化等を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度を構築する。

◇ 地方における要望等の状況

- ・H21. 12. 23 地方六団体が「子ども手当の地方負担についての共同声明」を発表
- ・H22. 1. 13 厚生労働省が「子ども手当等に関する厚生労働大臣・地方六団体会合」を開催